被留置者の留置に関する訓令

平成３年８月26日
宮城県警察本部訓令第13号

被留置者の留置に関する訓令を次のように定める。

被留置者の留置に関する訓令

被疑者留置細則（昭和58年宮城県警察本部訓令第４号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第14条）
第２章　留置（第15条－第31条の２）
第３章　看守（第32条－第44条）
第４章　保安（第45条－第51条）
第５章　給養衛生・宗教（第52条－第67条）
第６章　面会、物品の授受及び自弁購入（第68条－第77条）
第７章　図書等の閲覧及び信書の取扱い（第78条－第82条）
第８章　不服申立て
第１節　審査の申請及び再審査の申請（第83条－第83条の10）
第２節　事実の申告（第83条の11－第83条の18）
第３節　苦情の申出（第83条の19－第83条の29）
第９章　特則（第84条・第85条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）その他に定めるもののほか、留置施設の管理運営及び被留置者の適正な処遇を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　留置管理業務　留置施設の管理運営及び被留置者の処遇に関する業務全般をいう。

⑵　被留置者　法第２条第２号の被留置者をいう。

⑶　看守勤務　留置管理業務のうち、留置施設内における被留置者による逃走、自殺、自傷、通謀、罪証の隠滅その他の事故を防止するための動静監視及び被留置者の処遇に従事する勤務をいう。

⑷　署長　法第16条第１項の留置業務管理者たる警察署長をいう。

⑸　留置主任官　警察署の留置管理課長又は警務課長（留置管理課長が置かれていない場合に限る。）をいう。ただし、留置を主管する課が警務会計課である場合及び警務課長が警部補の階級である場合は次長をいう。

⑹　職務代行者　留置主任官が不在又は事故ある場合において留置主任官に代わってその職務を行う者（警察署の当直主任（以下「当直主任」という。）を除く。）をいう。

⑺　留置担当官　法第16条第２項の留置担当官をいう。
⑻　看守者　留置担当官のうち看守勤務に従事する警察官をいう。
⑼　留置管理業務補勤者　留置担当官のうち留置管理業務を補勤する警察官をいう。
⑽　留置管理業務補助者　留置管理業務を補助する女性の一般職員をいう。
⑾　弁護人等　法第75条第３項の弁護人等をいう。
⑿　実地監査　法第18条の実地監査をいう。
⒀　監査官　法第18条の監査官をいう。
⒁　女性専用留置施設　女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時留置管理業務に従事する留置施設をいう。
⒂　女性集中留置施設　指定した範囲の警察署の女性被留置者を集中して留置し、留置管理業務に専従する女性警察官が２人以上配置されている留置施設をいう。
⒃　嘱託医師　署長が指定した医師をいう。
⒄　執務時間　県警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成７年宮城県警察本部訓令第９号）第２条に定める勤務時間をいう。
⒅　昼間　午前８時30分から午後５時15分までをいう。
⒆　夜間　午後５時15分から翌日の午前８時30分までをいう。
⒇　休日　宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第１条第１項に規定する県の休日をいう。

（管理）

第３条　総務部留置管理課長は、署長との連携を確保しつつ、各留置施設の留置状況等を確認し、留置施設の適正な管理運営及び被留置者の適切な処遇に関する必要な指示等を行うものとする。

２　署長は、被留置者の処遇及び留置施設の管理について、全般の指揮監督に当たり、警察本部長（以下「本部長」という。）に対してその責に任ずるものとする。

３　警察署の副署長又は次長（以下「副署長等」という。）は、署長の命を受け、被留置者の処遇及び留置施設の管理について、留置担当官その他の所属の職員を指揮監督し、署長を補佐するものとする。

４　留置主任官は、署長を補佐し、留置担当官を指揮監督するとともに被留置者の処遇及び留置施設の管理について、その責に任ずるものとする。

（実地監査）

第４条　宮城県警察留置施設の実地監査に関する規則（令和５年宮城県公安委員会規則第12号。以下「実地監査規則」という。）第３条に規定する実地監査の計画（以下「実地監査の計画」という。）で定める事項は、次のとおりとする。
⑴　重点項目
⑵　実地監査の時期
⑶　実地監査の方法その他本部長が必要と認める事項

２　監査官は、実地監査の計画に従い、留置施設の管理運営及び被留置者の処遇の状況について監査を実施し、必要な指導を行うとともに、その結果を本部長に報告しなければならない。

（意見聴取）

第５条　本部長は、留置施設の適正な運営に資するため、関係する公務所及び公私の団体の職員並びに学識経験者から意見を聴くよう努めなければならない。

（参観）

第６条　署長は、法第24条の規定で準用する法第12条の規定により、留置施設の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許可することができる。

（留置主任官の職務代行者）

第７条　署長は、職務代行者を、捜査を担当しない部門の幹部の中から、あらかじめ指定しておかなければならない。

２　第１順位の職務代行者は、留置管理係長を指定するものとする。ただし、留置管理係長が置かれていない場合は、警察署の実情に合わせて指定するものとする。

（当直主任の責任及び事務引継）

第８条　当直主任は、当直勤務中における被留置者の処遇及び留置施設の管理について、留置主任官に代わってその職務を行うものとする。

２　留置主任官は、前項の規定により留置主任官に代わってその職務を行う当直主任に、被留置者の処遇及び留置施設の管理について、必要な事項を確実に引き継がなければならない。

（留置主任官の指示）

第９条　留置主任官は、被留置者について取調べ又は資料採取（以下「取調べ等」という。）のため出場要請を受けたとき、又は護送のため出場させるときは、当該要請者又は護送員に対し、当該被留置者の適切な処遇及び事故防止について必要な指示をしなければならない。

（留置施設内への持込み禁止物件等）

第９条の２　留置施設に入場する者は、保安上の観点から取扱いに注意を要する個人使用の情報通信機器（タブレット端末、スマートフォン（携帯電話を含む。）、ウェアラブル端末等をいう。以下この条において同じ。）、たばこ、ライター等を持ち込んではならない。この場合において、留置主任官は、入場しようとする者（被留置者を除く。）に対し、入場前に情報通信機器、たばこ、ライター等の携帯の有無を確認し、携帯している場合には、留置事務室等で預かる措置を執ること。ただし、護送員が緊急連絡用に情報通信機器を所持している場合には、この限りでない。

（留置担当官の任用等）

第10条　署長は、留置担当官（留置管理業務補勤者を除く。以下この条において同じ。）を任用する場合は、次のいずれにも該当する者の中から選考しなければならない。

⑴　警部補、巡査部長又は巡査の階級にあり、２年以上の実務経験を有する者

⑵　性質、素行、健康状態等を総合的に勘案し、留置担当官としての適格性を有する者

２　署長は、前項の規定により留置担当官を任用する場合は、留置管理業務を経験しないで生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に任用された者についても、対象者として選考するものとする。

３　署長は、留置管理業務補勤者を次のいずれにも該当する者の中から、あらかじめ指名しておかなければならない。

⑴　警部補、巡査部長又は巡査の階級にある者

⑵　性質、素行、健康状態等を総合的に勘案し、留置管理業務補勤者として適格性を有する者

4　署長は、女性被留置者を処遇するに際し女性職員の補助が必要となった場合に備え、留置管理業務補助者を、あらかじめ指名しておかなければならない。

5　署長は、留置担当官を任用し、又は留置管理業務補勤者若しくは留置管理業務補助者を指名したときは、別に定める留置担当官等名簿に登載するとともに、総務部留置管理課長に報告しなければならない。

（職員に対する教養）

第11条　署長は、所属職員に対し、被留置者の適切な処遇、勤務要領、戒具使用訓練、事故防止その他留置管理業務に必要な事項について随時教養を実施しなければならない。

[redacted]

（居室等の表示）

第13条　居室には、一般居室、女性室及び少年室ごとに一連番号を付し、前面に表示しておくものとする。

2　面会室、身体検査室、診療室、トイレ、浴室、寝具室等の出入口には、室名を表示しておくものとする。

（簿冊等の備付け）

第14条　署長は、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）第５条第１項に定める簿冊のほか、別に定める簿冊等を備えて所定事項を記録しておかなければならない。

第２章　留置

（留置施設以外の留置）

第15条　署長は、被逮捕者を留置施設以外の場所に留置しようとする場合は、その理由及び状況を総務部留置管理課長を経て本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。

（留置手続）

第16条　捜査主任官は、新たに留置しようとする者について、留置主任官に対して、留置する旨をあらかじめ連絡の上、規則第６条に規定する事項その他必要事項を記載した規則第５条第１項第１号に規定する被留置者名簿を添えて、その身柄を引き渡すものとする。

（特異な動静を有する被留置者の処遇）

第17条　特異な動静を有する被留置者については特別要注意者又は問題被留置者に、特異な動静を有しない被留置者については一般被留置者に区分し、その態様は、それぞれ次に掲げるものをいう。

⑴　特別要注意者　犯罪の態様、経歴、言動等から自殺又は逃走のおそれがあると認められる被留置者

⑵　問題被留置者　留置施設の規律上容認できない要求又は苦情を繰り返し申し立て、

それが受け入れられないことを理由に、留置担当官の指示に反して留置施設の秩序又は平穏を乱す行為等を行う被留置者

⑶　一般被留置者　特別要注意者及び問題被留置者以外の者

2　特別要注意者に対しては、次の各号に掲げる措置を執ること。

[redacted]

4　特別要注意者及び問題被留置者の指定等については、署長と総務部留置管理課長が連携し対応すること。

（留置主任官の立会等）

第18条　留置主任官は、第16条の規定により捜査主任官からその身柄の引渡しを受けた場合は、これに立ち会うとともに、留置担当官に対して、留置管理業務上の留意事項を具体的に指示しなければならない。

（居室の指定）

第19条　留置主任官は、前条の規定により留置する場合は、被留置者の罪状、性格、他の被留置者との共犯関係等を考慮して、居室を指定しなければならない。

（被留置者の呼称）

第20条　被留置者の呼称は、留置番号又は居室番号とするなど、被留置者の氏名が他の被留置者に知られないよう配意しなければならない。

2　留置番号は、暦年ごとの一連番号とし、被留置者名簿に記載しなければならない。

（身体検査）

第21条　被留置者の身体検査は、留置施設内の身体検査室で行うものとする。ただし、身体検査室がないなどの理由により、身体検査室で身体検査を行うことができない場合は、署長が指定する留置施設内の適宜な場所において行うものとする。

2　被留置者の身体検査は、原則として肌着を脱がせない範囲で行うものとする。[redacted]

3　被留置者の身体検査を行う場合は、異性の留置担当官は、当該被留置者の姿が見える場所に位置してはならない。

（所持品等の取扱い）

第22条　留置担当官は、被留置者が所持する金品を保管する場合は、次の各号により分類して当該被留置者の面前において品目、数量等を確認し、これを被留置者金品出納簿の所定の欄に記載し、被留置者に留置番号を記載させなければならない。この場合におい

て、金品を確認するときは、被留置者による金品の隠匿を防ぐため、被留置者の手が届かない場所に金品を置いて行わなければならない。

⑴　現金

⑵　保管私物　居室内で使用を認めるもの

⑶　領置物品（甲）　危険物に該当する物品で、自殺又は証拠隠滅の用に供されるおそれのあるもの

⑷　領置物品（乙）　領置物品（甲）以外の物品で、保管することに支障のないもの

⑸　その他物品　保管に不便な物品で、相当の処分を求めるもの

2　第１項第１号の現金は、施錠することができる金庫等に保管しなければならない。

3　自弁購入のため保管する現金の限度額は、被留置者一人当たり３万円以下とし、３万円を超える現金は、速やかに留置施設外の金庫等に保管すること。

4　留置担当官は、被留置者から保管中の現金の使用申出があった場合は、留置主任官の指揮を受けて支出するとともに、被留置者金品出納簿に所要事項を記載して、その出納を明らかにしておかなければならない。

5　第１項第２号から第５号までに規定する物品については、被留置者ごとに封筒等に納め、施錠することができる保管庫に保管しなければならない。

6　第１項第３号に規定する物品については、他の預かり金品と区別して、原則として留置施設外の施錠することができる保管庫に保管しなければならない。

7　留置主任官は、被留置者から預かり保管している現金、領置物品等（以下「保管金品」という。）について、随時これを点検しなければならない。

8　留置主任官は、保管金品を家族等に引き渡す場合は、被留置者の依頼又は同意を得た上、当該被留置者及び引渡しを受ける家族等から被留置者金品出納簿の提出を受けてこれを行うとともに、被留置者金品出納簿に所要事項を記載しておかなければならない。

9　留置担当官は、被留置者の釈放、移送等の場合で、保管金品を返還するときは、被留置者にこれを確認させた上、被留置者金品出納簿に受領した旨の留置番号を記載させ、その取扱いの適正を期さなければならない。

（処分の請求等）

第22条の２　署長は、留置開始時の所持金品が別表第１の左欄に掲げる物品に該当するときは、被留置者に対し、その物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

2　前項の場合において、被留置者が各物品につきそれぞれ同表の右欄に掲げる期間内にその処分をしないときは、署長は、これを売却してその代金を領置することができるものとする。この場合において、売却することができないものは、廃棄することができるものとする。

（売却）

第22条の３　法第192条第２項において準用する法第45条第２項の規定による被留置者の所持品等の売却は、一般競争入札又は競り売り（次条第１項（第２号を除く。）において「一般競争入札等」という。）に付して行わなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する物品については、随意契約により売却することができるものとする。

⑴　速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれがある物品
⑵　一般競争入札に付したが買受けの申込みをする者がなかった物品
⑶　売却代金の見込額が一万円を超えないと認められる物品

（公告）

第22条の４　署長は、前条の規定により一般競争入札等に付そうとするときは、一般競争入札等の日の前日から起算して少なくとも５日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

⑴　一般競争入札等に付そうとする物件の名称又は種類、形状及び数量
⑵　一般競争入札又は競り売りの別
⑶　一般競争入札等の方法及び期限
⑷　買受代金の納入の方法及び期限

２　前項の規定による公告は、前項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示板に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、当該備付書面をいつでも希望者に対し、自由に閲覧させることにより行うものとする。

３　署長は、前条ただし書の規定により被留置者の所持品等の売却を随意契約で行うときは、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（差入物の引取りの請求等）

第22条の５　署長は、差入物が別表第２又は別表第３に掲げるものに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に対し、その引取りを求めるものとする。

（差入人不明差入物に関する手続）

第22条の６　署長は、第22条の２及び前条の規定により引取りを求めるべき差入物が、差入人の所在不明等の理由により引取りを求めることができない場合で、かつ、当該差入物が別表第２に掲げるものであるときは、別記様式第１号の差入人不明差入物公告を差入物の持参又は送付を受けた日から起算して14日間、警察署の掲示板に掲示することにより、公告しなければならない。ただし、その金品が特に高価であるなど必要があると認められるときは、他の適当な場所にこれを掲示し、又は官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊の新聞紙に当該物品を掲載する方法その他の方法を併せて行うものとする。

２　法第193条第３項の規定により県に帰属した現金又は物品は、別記様式第２号の県帰属差入人不明差入等による金品引渡書、別記様式第３号の差入人不明差入等による現金県帰属調書及び別記様式第４号の差入人不明差入等による物品県帰属調書に記載して、県に引き渡すものとする。

３　署長は、第１項の規定により公告を行う差入物が別表第１に掲げる物品の場合は、６月の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができるものとする。

（被留置者の受領拒否差入物）

第22条の７　署長は、被留置者が差入物の受領を拒否した場合は、当該差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合において、差入人の所在が不明なため、引取りを求めることができないときは、前条の規定による公告等の手続をとらなければならな

い。

（死亡者の遺留物）

第22条の８　死亡した被留置者の遺留物は、その遺族等（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）に対し、その申請に基づき引き渡すものとする。

⑴　当該被留置者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

⑵　前号に掲げる以外で、署長が相当と認める者

⑶　本邦に派遣された外国（当該被留置者が属する国に限る。）の大使、公使、領事その他これらに準ずる者

２　前項に規定する引渡しは、同項に定める申請を最初に行った遺族等に対して行うものとする。

３　署長は、被留置者が死亡した場合には、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

４　署長は、前項の規定による通知がその遺族等の所在不明等の理由によりできないときは、別記様式第５号の遺族等所在不明遺留物公告に必要事項を記載し、当該被留置者の死亡の日から起算して14日間、警察署の掲示板に掲示することにより公告しなければならない。ただし、その金品が特に高価であるなど必要があると認められるときは、他の適宜な場所にこれを掲示し、又は官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊の新聞紙に当該物品を掲載する方法その他の方法を併せて行うものとする。

５　第22条の６第２項及び第３項の規定は、死亡者の遺留物に関する手続について準用する。この場合において、第22条の６第２項中「法第193条第３項」とあるのは「法第198条で準用する第55条第３項」と読み替えるものとする。

（反則行為があった場合の措置）

第22条の９　被留置者が、留置施設の内外を問わず反則行為を行った場合は、留置施設の規律及び秩序を維持するため、禁止措置の実施を検討すること。

（傷病等の調査）

第23条　傷病等の調査は、被留置者の留置開始時及び留置施設への出入場時に行わなければならない。

２　留置担当官は、被留置者の留置開始に際しては、当該被留置者からその健康状態について聴取するとともに、強制にわたらない範囲内で疾病又は傷害の有無を確認し、その申出があったとき、又は疾病若しくは傷害の疑いがあると認められるときは、留置主任官に報告するとともに、必要な措置をとり、その状況を被留置者名簿に記載しなければならない。この場合において、医師の診断を要すると認められる者については、署長に報告するとともに、速やかに必要な措置をとり、その状況を被留置者名簿及び被留置者診療簿に記載しなければならない。

３　留置担当官は、被留置者の留置施設への出入場に際しては、被留置者の健康状態について質問等により調査し、当該被留置者の身体に外傷その他の異常を発見した場合は、署長に報告するとともに、医師の診療を受けさせるなど必要な措置をとり、その状況を被留置者名簿及び被留置者診療簿に記載しなければならない。

４　第１項の規定により傷病等の調査を実施した場合、疾病、傷害の申立てがなく、又は

疾病、傷害の可能性がないときであっても、留置開始時においては被留置者名簿に、出入場時においては被留置者出入簿に異常がない旨を記載しなければならない。

（留置開始時の告知等）

第24条　留置主任官は、新たに留置された被留置者に対し、法第180条第１項で定められた事項を記載した書面により告知しなければならない。

２　法第184条及び国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）第３条に規定する起居動作をすべき時間帯は、次の各号に掲げる基準に従い定めるものとする。

⑴　起床　午前６時30分

⑵　朝食　午前６時30分から午前８時30分までの間

⑶　運動　午前７時から午後５時までの間

⑷　昼食　午前11時から午後１時までの間

⑸　夕食　午後４時30分から午後７時までの間

⑹　就寝　午後９時から翌日午前８時までの間で連続する８時間以上の時間帯を定めること。

（起居動作をすべき時間帯の確保）

第25条　留置主任官は、起居動作による就寝等を開始すべき時間として定められた時刻を過ぎても被留置者に対する取調べが行われていることにより、当該時刻に就寝等を開始することができないときは、捜査主任官に対し、取調べの打切りについて検討するよう要請し、被留置者が当該時刻に就寝等を開始することができるように努めなければならない。この場合においては、その経過を被留置者名簿に記載しておかなければならない。

２　捜査主任官は、前項の規定による要請を受けたときは、必要な措置をとらなければならない。

３　留置主任官は、取調べの打切りについて捜査主任官と調整を必要とする場合は、署長に報告し、その指示に基づいて措置しなければならない。

（起居動作をすべき時間帯の補完措置）

第26条　留置主任官は、やむを得ない事由により食事、就寝、運動、健康診断及び入浴を実施すべき時間帯に定める時刻に実施できない場合には、確実に補完措置をとらなければならない。

２　前項の補完措置の状況は、その都度被留置者名簿にその概要を記載しなければならない。この場合において、被留置者が辞退した場合も同様とする。

（被留置者の出入場要領）

第27条　留置施設において被留置者を出入場させる場合は、次に掲げる要領により行わなければならない。

⑴　取調べ等の捜査を行うため、被留置者を留置施設から出場させる場合は、当該被留置者を取り扱う捜査担当者等（以下「捜査担当者等」という。）が、被留置者出入簿に所定の事項を記載し、その都度、捜査主任官の承認を得た後、これを留置主任官に提出して要請すること。

⑵　留置主任官は、前号の規定による被留置者の出場要請を受けた場合は、被留置者出

入簿の内容を確認し、その理由があると認められるときは、所定の欄に押印し、当該被留置者出入簿を捜査担当者等に交付の上、これを承認すること。

⑶　留置主任官は、前号の規定により承認したときは、捜査担当者等に対し、当該被留置者の出入場を指揮すること。

⑷　捜査担当者等は、第２号の規定により交付を受けた被留置者出入簿を留置担当官に提出して、これと引換えに被留置者の引渡しを受けること。

⑸　留置担当官は、捜査担当者等から前号の規定により、被留置者出入簿の提出を受けた場合において、所定の欄に留置主任官及び捜査主任官の承認印がないときは、被留置者を引き渡してはならない。

⑹　留置担当官は、被留置者を出場させる場合及び捜査担当者等から被留置者の引渡しを受け入場させる場合は、その都度、被留置者出入簿の所定の欄に出入場時間等を記載すること。

⑺　留置担当官、捜査担当者等は、被留置者を出入場させる場合は、[redacted]留置施設出入口の外において、確実に当該被留置者の受渡しを行うこと。

⑻　留置担当官、捜査担当者等は、被留置者を出入場させる場合は、被留置者の処遇及び事故防止上注意を要すると認められる事項の有無について相互に連絡し、該当あるときは、留置主任官に報告すること。

（処遇連絡）

第28条　留置主任官と捜査主任官は、被留置者の性格、心理状態、健康状態等で処遇及び事故防止上注意を要すると認められる事項について、相互に連絡するなど緊密な連携を保持しなければならない。

２　留置主任官は、前項の規定により捜査主任官から連絡を受けたときは、その内容を留置担当官に指示しなければならない。

３　留置担当官は、前項の規定により留置主任官から指示を受けたとき、及び被留置者の処遇並びに事故防止上注意を要する事項を認めたときは、被留置者名簿に記載しなければならない。

（委託留置）

第29条　署長は、次の各号の一に該当する場合は、被留置者を他の警察署の留置施設に委託留置することができる。

⑴　留置施設の収容能力を超えるとき。

⑵　通謀を防止するために必要があるとき。

⑶　その他特別の事情があるとき。

２　委託留置は、次により行うものとする。

⑴　委託留置に当たっては、委託留置をしようとする署長（以下「委託署長」という。）は、当該留置に係る事件の捜査を主管する警察本部の課長等と協議の上、被留置者の留置の委託を受ける署長（以下「受託署長」という。）に委託留置の要請を行い、被留置者名簿を作成して、身柄とともに依頼すること。

⑵　総務部長は、前号の規定にかかわらず、必要と認めるときは、被留置者の収容について調整を行うものとする。

⑶　受託署長は、委託署長に対し身柄請書を交付し、その経過を明らかにしておくこと

。

（委託署長及び受託署長の責務）

第30条　受託署長は、当該委託に係る被留置者の留置について、その責めに任ずるものとする。

２　委託署長及び受託署長は、委託及び受託に係る被留置者の管理に関する事項について相互に連絡を保ち、適正な管理に努めなければならない。

（本部で取り扱う被逮捕者の委託）

第31条　警察本部の課長等が、被逮捕者を警察署の留置施設に委託して留置する場合は、前２条の規定を準用する。

（移送の促進）

第31条の２　留置主任官は、起訴後の被留置者について、捜査部門と連携の上、捜査が終了した時点で、仙台地方検察庁本庁に対しては総務部留置管理課長経由で、仙台地方検察庁各支部に対しては直接又は捜査部門を通じて、速やかに、刑事施設への移送を要請すること。

第３章　看守

（看守者の配置）

第32条 [redacted]

２　留置管理業務補勤者を留置管理業務に従事させるときは、現に留置中の被留置者に係る捜査に従事する職員及び現に留置中の被留置者に係る捜査を主管する係に属する職員以外の者を充てなければならない。この場合において、現に留置中の被留置者に係る捜査を主管する課に属する職員を留置管理業務に従事させるのは、警察署の体制上、真にやむを得ない場合に限るものとする。

第33条　削除

（勤務割り振り等）

第34条　看守者の１日の勤務割は、署長が定めるものとする。

（看守者の交替）

第35条　看守者の勤務の交替は、[redacted]とする。ただし、署長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

２　留置主任官は、前項の勤務の交替に立ち会い、被留置者及び保管金品を点検、確認するとともに、留置施設出入口、居室及び非常口の鍵の引継ぎを確実に行わせ、必要な指示を行い、その結果を署長に報告しなければならない。

（留置施設の巡視）

第36条　署長は、積極的かつ不定期に巡視を行うことにより、次に掲げるものについて留置施設内の実態の把握及び点検に努め、必要な措置を執ること。特に、特別要注意者又は問題被留置者の指定を検討している、又は特別要注意者又は問題被留置者に指定した被留置者が留置されている場合は、１日１回以上、不定期に巡視を行うこと。ただし、署長が自ら巡視をすることが困難である場合は、署長が指定する幹部が巡視を行い、当

該被留置者の動静について署長に報告すること。

⑴　留置施設内又は護送経路上の危険箇所又は危険物の有無

⑵　被留置者の問題行動及び健康状態

⑶　留置担当官の勤務環境その他の勤務状況

[redacted]

4　巡視では、留置担当官の勤務実態を始めとする留置施設内の状況を的確に把握すること。

5　平素から検察庁及び裁判所の同行室の実査並びに護送先の巡視を行い、護送先に係る状況を把握するものとする。

（看守者の巡回等）

第37条　看守者は、巡回等による監視により被留置者の動静及び施設の異常の有無に注意を払わなければならない。

2　前項の巡回を行った場合は、看守勤務日誌及び巡回記録表に署名等し、実施状況を明らかにしておかなければならない。

3　看守者は、被留置者又は留置施設の異常を認めた場合は、直ちに、応急の処置を講じるとともに、留置主任官に報告しなければならない。

（鍵の保管等）

第38条 [redacted]

（施設点検）

第39条　留置担当官は、被留置者の適正な処遇及び事故防止を図るため、留置施設の一斉点検及び随時点検を不定期に行い、その結果を留置施設等点検表に記載しておかなければならない。この場合において、留置主任官は、原則として当該点検に立ち会うものとする。

2　留置主任官は、前項に規定する点検の結果について、署長に報告すること。この場合において署長は、点検に不備な点等を確認した場合は、再点検を指示するなど適切な措置を講ずること。

（女性を留置する際の措置）

第40条　署長は、留置を必要とする女性被疑者を認知した場合は、総務部留置管理課長にその旨を報告する。

2　総務部留置管理課長は、前項の規定による報告を受けたときは、女性被留置者を留置する施設を調整し指定するほか、署長に対して必要な指示等を行う。

3　女性被留置者は、原則、女性専用留置施設又は女性集中留置施設に留置する。

4　前項によることができない場合は、女性被留置者を複数留置するとともに、看守者が留置施設内で常時複数勤務している警察署に留置する。

5　前２項によることができない特別な事情がある場合は、総務部留置管理課長は、次の区分に応じ、承認申請簿（第１号）（別記様式第５号の２）又は承認申請簿（第２号）（別記様式第５号の３）により、それぞれ次の者の承認を受けるものとする。

⑴　女性被留置者を複数又は単独留置する場合であって、男性警察官が看守者として単独勤務する場合　本部長

⑵　女性被留置者を単独留置する場合であって、男性警察官が看守者として複数勤務する場合　総務部長

6　女性被留置者を委託する署長は、受託署長の求めに応じ、留置担当官を派遣するものとし、新規入場手続の補助及び留置後の被留置者の処遇を行うものとする。この場合において、派遣調整は、総務部留置管理課長が実施するものとする。

（性同一性障害者等を留置する場合の対応）

第40条の２　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第２条に規定する性同一性障害者を留置する場合の対応は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　既に戸籍上の性別を変更している場合には、変更後の性別に従って処遇する。また、戸籍上の性別の変更に至っていないものの、同法第３条の規定に基づき、性別の取扱いの変更の審判を受けた被留置者については、他の性別に変わったものとして取り扱うこと。

⑵　性同一性障害者であることを自認する被留置者であって、前号に該当しないものについては、本人の希望、外見上の性別その他の事情を踏まえて判断すること。

（外国人被留置者への対応）

第40条の３　外国人の被留置者については、次の各号に定めるところにより、留置の適正を期さなければならない。

⑴　従軍した経歴を有する者がいることから、逃走事案及び受傷事故を防止するため、より慎重に対応すること。

[redacted]

⑶　宗教上の理由から食べられない物の入った食事を出さない、断食のための日課時限の特例を認めるなど、宗教、食習慣等の違いに配慮すること。

（看守者の遵守事項）

第41条　看守者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　被留置者に対しては、言動を慎むなど常に厳正な態度で臨むこと。

⑵　看守勤務に当たっては、職務に専念し、看守者席において読書、食事等をしないこ

と。

⑶　被留置者の処遇は、被留置者の性別、年齢、犯罪の軽重等を考慮し適正に行うこと。

⑷　みだりに被留置者と犯罪事実その他犯罪に関する事項を対話しないこと。

⑸　警報装置、非常用資機材、消火器等は非常時に備え、常に点検すること。

⑹　被留置者の起床、就寝、給食及び運動は、特に支障のある者を除いて第24条第２項に定める起居動作すべき時間帯に従って行わせること。

⑺　被留置者から弁護士及び家族、親せき、知人等に対する連絡の申出があった場合は、直ちに留置主任官に報告すること。

⑻　被留置者が居室において規律を乱す行為をし、又は看守者の指示に従わない場合は、居室外から説得することとし、やむを得ず居室に入ってこれを制止する必要がある場合は、留置主任官にその状況を報告し、その指揮を受けて[redacted]で行うこと。

⑼　被留置者に居室内の清掃を行わせる場合は、[redacted]使用後はその数及び異常の有無を確認すること。

⑽　被留置者に寝具を出し入れさせる場合は、[redacted]

⑾　被留置者から洗濯の申出があった場合は、[redacted]

⑿　被留置者等を居室外便所で用便させる場合は、[redacted]

⒀　留置主任官が保安上支障あると認めた物は、居室に持ち込ませないこと。

⒁　被留置者の眼鏡は、自殺、自傷等のおそれがない限り使用させること。

⒂　被留置者の使用する手ぬぐい又はタオルは、居室外の適当な場所に保管して、常にその数を確認しておくこと。

⒃　被留置者に対する配食は、看守者が行い、その飲食状況について注意するとともに、食器類は飲食後速やかに居室外に出させて、被留置者１人ごとにその数、異常の有無、糧食の残量等を確認すること。

⒄　被留置者に運動、入浴、調髪等を行わせた場合は、被留置者名簿及び看守勤務日誌の所定の欄に記載すること。

２　看守者は、被留置者に対し、法第211条第１項に定める被留置者の遵守事項を確実に守らせなければならない。

（留置施設等の点検）

第42条　当直主任は、毎日おおむね[redacted]に看守者及び当直勤務員を指揮して、留置施設等の点検を行わなければならない。

２　居室の点検は、１室ごとに行わなければならない。

３　前項の点検を実施した場合は、その結果を看守勤務日誌に記載しておかなければならない。

（勾留期限等の適切な把握）

第43条　留置主任官は、捜査主任官との連絡を密にするほか、被留置者一覧表を作成するなどして、各被留置者の勾留期限、接見禁止の有無、公判期日等を確実に把握しなければならない。この場合において、当該被留置者一覧表等は適切に管理し、警察施設外に持ち出さないこと。

2　留置主任官は、勾留状（勾留延長状を含む。）の呈示漏れがないよう、勾留状を被留置者に呈示する者及び呈示がなされたことを確認する者について明確にしなければならない。

（弁護人の選任申出に対する措置）

第44条　留置主任官は、被留置者から弁護人の選任申出があった場合には、弁護士又は弁護士会に通知し、被留置者面会簿にその経過を明らかにしておくとともに、その旨を捜査主任官に連絡しなければならない。

第４章　保安

（戒具の使用）

第45条　法第213条の規定により被留置者に戒具を使用している間は、[redacted]被留置者の動静及び体調の変化に十分注意すること。

2　留置主任官は、年１回、嘱託医師に対し、戒具の使用の要件、戒具の実物、使用方法等について説明し、理解を得ておくこと。

（戒具使用上の遵守事項）

第46条　被留置者に次に掲げる戒具を使用する場合は、それぞれ当該各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　手錠（ベルト手錠を含む。）

ア　著しく苦痛を伴うような不自然な姿勢を強いるなどの方法で使用しないこと。

イ　必要以上にきつく締め、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げるような使用をしないこと。

⑵　捕縄

ア　緊縛部位は、手首、腰部、大たい部、下たい部又は足首とすること。

イ　連結部位は、手首及び腰部、手首相互、大たい部相互又は下たい部相互とすること。

ウ　必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げるような使用をしないこと。

⑶　防声具

ア　鼻孔からの呼吸を困難にし、又は血管を圧迫していないかを確認すること。

イ　口の中に綿布等を入れないこと。

ウ　使用中は、[redacted]呼吸障害等の有無を綿密に監視すること。

⑷　拘束衣

使用中は、[redacted]体調の異常の有無を綿密に監視すること。

2　女性被留置者に対する戒具の使用は、原則として女性警察官が行うこと。

（保護室への収容）

第47条　法第214条の規定により被留置者を保護室に収容している間は、[redacted]被留置者の動静及び体調の変化に十分注意すること。

2　留置主任官は、年１回、嘱託医師に対し、保護室の制度等について説明し、理解を得ておくこと。

（事故発生時の処置）

第48条　署長は、被留置者の自殺、病気等による死亡、逃亡その他の事故が発生した場合は、直ちに応急の措置をとるとともに、被留置者事故報告書により総務部留置管理課長を経て本部長に報告しなければならない。この場合において、当該被留置者が送致後の者であるときは検察官に、また、受託している者であるときは委託署長に連絡しなければならない。

（被留置者の死亡時における検視等）

第49条　署長は、被留置者が死亡した場合は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第３号）第３条の規定に基づき、検察官に対する通知を行い、その指揮を受け、死亡の原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

（解放）

第50条　署長は、災害の発生により被留置者を解放する場合は、出頭の場所を指定するものとする。

（非常計画及び訓練）

第51条　署長は、次に掲げる事項について、非常計画を定めておかなければならない。

⑴　逃亡した被留置者を逮捕するため必要な警察官の配備に関すること。

⑵　災害時における避難、護送及び解放に関すること。

⑶　被留置者の逃走、奪還等を防止するための警備に関すること。

⑷　その他必要と認める事項

2　署長は、前項による非常計画を定めるときは、総務部留置管理課長に報告しなければならない。また、非常計画を変更した場合も同様とする。

3　署長は、非常計画に基づく訓練を年１回以上実施しなければならない。

第５章　給養衛生・宗教

（給食）

第52条　被留置者に給与する糧食は、衛生的に調理され、かつ、健康及び体力を保つのに必要な栄養を備えたものとし、給与する飲料は、原則として水道水又は白湯とする。

2　留置主任官は、被留置者が病気その他特別の理由により、かゆ食等の給与をする必要があると認めた場合又は被留置者からその申出があった場合は、医師の意見を聞くなどにより、これに適した糧食を給与するものとする。

3　留置主任官は、宗教上の食習慣の違いに配慮すること。

（栄養の検査及び衛生の指導）

第53条　署長は、保健所等と緊密な連絡を保ち、定期的に糧食のカロリー検査を行うとともに、常に、給食の量、献立、栄養価、衛生等に注意を払い、糧食の調理を委託している業者（以下「指定業者」という。）に対し、栄養価のバランス、カロリーの確保、調理場の器具及び食器類等の清潔の保持並びに従業員の健康診断の励行等について必要な指導を行うものとする。

（寝具の貸与等）

第54条　被留置者に貸与する寝具は、時季に適し、かつ、保健衛生上適切なものとし、被

留置者１人に対し、布団上下各１枚、毛布２枚及び枕１個とする。ただし、寒暖及び被留置者の健康状態等により留置主任官は、その数を適宜増減することができる。

２　寝具の洗濯は、布団は１年に１回以上、毛布は６か月に１回以上、枕は適宜行うものとする。

３　寝具の消毒は、毎月１回以上行うものとする。ただし、被留置者が代わった場合は、その都度消毒を行うものとする。

（運動）

第55条　被留置者には、休日を除き、留置施設内に設置された運動場において、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、運動を行わない日が連続して３日となることがないようにしなければならない。

３　被留置者から運動時間の延長の希望がある場合においては、１時間を超えて行わせることができる。ただし、被留置者が健康を害しているときその他特別な事情がある場合においては、この限りでない。

４　運動を行わせるに当たっては、強制にわたることがないよう配意するものとする。

（入浴）

第56条　署長は、週２回以上の入浴日を設けるものとする。

２　被留置者の入浴時間は、一人当たりおおむね20分間とし、入浴が所定の日時にできなかった者については、確実に補完措置をとるとともに、その理由及び補完措置の状況を被留置者名簿に記載しておかなければならない。この場合において、被留置者が辞退した場合は、その旨を記載しておかなければならない。

３　女性被留置者を入浴させる場合は、第21条第３項の規定に準じて立会いをさせなければならない。

（衣類の洗濯）

第57条　留置主任官は、被留置者に対し、常に衣類等を清潔に保たせるため、必要があると認める場合は、日時及び場所を指定して洗濯を行わせるものとする。

（調髪及びひげそり）

第58条　留置担当官は、被留置者から調髪の申出があった場合は、留置主任官の指揮を受け、署長があらかじめ指定した理容師（美容師を含む。）に行わせるものとする。

２　前項により調髪を行わせる場合は、原則として留置施設外の安全な場所を指定し、所要の留置担当官を配置して監視を行わせるものとする。

３　被留置者のひげそりは、電気カミソリを使用させ、おおむね、２日に１回留置施設内の適宜の場所を指定して行わせるものとする。

（留置施設内の清潔の保持）

第59条　留置施設の清掃は、留置担当官が毎日１回以上時間を定めて行うものとし、居室内の清掃は、原則として被留置者に行わせるものとする。

２　留置施設内の消毒は、留置主任官の指揮により、毎月１回以上日を定めて行うものとする。

（健康診断）

第60条　署長は、おおむね、月２回の健康診断日を指定し、被留置者に対して、嘱託医師

による健康診断を行わなければならない。

2　健康診断が所定の日時に実施できなかった者については、確実に補完措置をとるとともに、その理由及び補完状況を被留置者名簿に記載しておかなければならない。

3　前２項に定める健康診断を行った場合は、被留置者診療簿にその結果を記録しておかなければならない。

4　前２項の場合において、被留置者が辞退したときは、その理由及び状況を被留置者名簿に記載しておかなければならない。

（健康保持）

第61条　留置主任官は、被留置者が疾病等にかかり、又はその疑いがあるときは、医師の診療を受けさせるなどの所要の措置をとるものとする。この場合において、健康状態に応じ、捜査主任官に対して取調べの中断その他の措置を要請する必要があるときは、第25条の規定に準じて措置しなければならない。

2　飲食物を摂取しない被留置者については、その者の体重、体調、水分の摂取状況等を十分に観察し、その状況を関係簿冊に記録するとともに、被留置者の健康状態について積極的に医師の意見を聴き、被留置者の生命に危険が及ぶおそれの有無について判断し、危険が及ぶおそれがある場合は、機を逸せず医師による診療を行い、必要な措置を執ること。

（診療）

第62条　被留置者の診療は、原則として嘱託医師に行わせるものとする。

2　被留置者が体調不良を申し出た場合又は被留置者に疾病若しくは負傷の疑いがある場合は、留置担当官は直ちに留置主任官に報告し、留置主任官は状況に応じて、嘱託医師等による診療、保健所への通報その他必要な医療上の措置を執るとともにその状況を関係簿冊に記録すること。この場合において、被留置者の生命に危険が及ぶおそれがあるときその他緊急に診療を受けさせる必要があるときは、留置担当官は直ちに留置主任官に報告し、留置主任官は直ちに救急搬送を要請すること。

3　被留置者が精神障害者又はその疑いのある者であると認められる場合は、警察官の通報（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第23条の規定による通報をいう。）を行うこと又は検察官の通報（精神保健福祉法第24条の規定による通報をいう。）に必要な調整を検察庁と行うことについて、自傷他害のおそれを踏まえて速やかに検討するほか、これらの通報が行われた場合は、指定医の診察（精神保健福祉法第27条第１項及び第29条の２第１項に規定する診察をいう。）及び措置入院（精神保健福祉法第29条第１項及び第29条の２第１項の規定による入院をいう。）が適切に行われるよう、保健所等の関係機関等と緊密に連携するとともに、その状況を関係簿冊に記録すること。

4　被留置者に診療を受けさせた場合の診療費は、原則として警察の負担とする。

5　被留置者が嘱託医師以外の医師を指定し、かつ、自費による診療を申し出た場合で、留置主任官が相当と認めたときは、嘱託医師以外の医師に診療を受けさせることができる。

6　診療を行った場合は、被留置者診療簿にその結果を記載しておくものとする。

（常備薬等の備付け）

第63条　留置施設には、次に掲げる薬品等を常時備え付け、被留置者の健康保持に努めなければならない。

⑴　消毒薬、治療用軟こう等の外用薬及び解熱薬、鎮痛薬、整腸薬等の内服薬

⑵　ガーゼ、脱脂綿、ばんそうこう等の医療材料

２　前項に掲げる常備薬品等については、定期的に点検を行い、その使用に当たっては、留置主任官の指示を受けるものとする。

（処方薬の管理）

第63条の２　処方薬の受領、投与、残数確認、残留処方薬の処分までの一連の管理は、管理表等により行うこと。この場合において、１日１回を目安に残数、廃棄処分状況等を確認し、これらを管理表等に記録しておくものとする。

２　被留置者に薬が処方されたときは、医師に対して、多量に摂取した場合又は摂取しない場合に、生命又は身体に危険が及ぶ可能性があるかなど、投薬管理の必要性について確認すること。

３　医師により投薬管理が必要とされた処方薬を被留置者が服用しない場合は、積極的に医師の意見を聞き、生命又は身体に危険が及ぶ可能性について判断すること。

（傷病者に対する措置）

第64条　署長は、被留置者のうちから傷病者が発生した旨の報告を留置主任官から受けた場合は、その者の留置を継続することの可否について判断し、状況に応じて一時これを釈放して家族に引き渡すなどの措置を講じなければならない。この場合において、傷病者が受託している者であるときは、委託署長に連絡し、連携して必要な措置を講ずるものとする。

２　前項の傷病者が送致後の者である場合は、検察官に連絡し、その指揮を受けて措置しなければならない。

（感染症等発生時の措置）

第65条　署長は、留置主任官から、被留置者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症指定医療機関への入院を要する類型の感染症にかかり、又はかかった疑いがあるとの報告を受けた場合は、直ちに所定の措置を講じ、総務部留置管理課長を経て総務部長に報告するとともに、他の被留置者、留置担当官その他関係者の健康診断及び検便を行うほか、留置施設、寝具等の消毒を行わなければならない　。

２　前項に規定する感染症にかかり、又はかかった疑いがある被留置者が、送致後の者である場合は検察官に、また、受託している者である場合は委託署長に連絡しなければならない。

（伝染性疾患者の措置）

第66条　留置主任官は、被留置者で性病、皮膚病、結核その他伝染性疾患を有する者又はその疑いが認められる者であったときは、その者を他の被留置者と分離して留置し、寝具、食器、洗面器等の消毒その他伝染予防の措置を講じなければならない。

２　前項の被留置者の入浴は、他の被留置者が終了した後に行わせ、又は禁止して身体をふかせるなどの処置を講ずるものとする。

（宗教行為）

第67条　留置施設内において、被留置者自ら個別に行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限しないものとする。ただし、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

第６章　面会、物品の授受及び自弁購入

（面会、物品授受等の取扱い）

第68条　被留置者との面会、書類その他の物（以下「物品」という。）の授受及び被留置者から自弁購入の申出があった場合の取扱いは、留置担当官が留置主任官の指示を受けてこれを行わなければならない。

（面会等の取扱い時間）

第69条　被留置者との面会、物品の授受及び被留置者の自弁購入（以下「面会等」という。）の取扱いは、原則として執務時間内に行うものとする。ただし、留置主任官は、次の各号の一に該当する場合で、留置施設の管理運営上支障がないと認めたときは、執務時間外においても面会等を行わせることができる。

⑴　弁護人等から事前に面会の連絡があったとき。

⑵　弁護人等以外の者から事前に面会の連絡があったとき、又は特別の事情があるとき。

（面会の場所）

第70条　面会は、原則として面会室で行わせなければならない。

（弁護人等との面会等）

第71条　被留置者と弁護人等との面会については、その権利を尊重して慎重に取り扱わなければならない。

２　留置主任官は、弁護人等から被留置者との面会に際して物品の授受の申出があった場合は、所定の手続により行わせるものとする。

３　留置担当官は、前２項による面会等があった場合は、被留置者面会簿にその処理経過を明らかにしておかなければならない。

（弁護人等以外の者との面会）

第72条　留置担当官は、被留置者と弁護人等以外の者で面会を申し出た者（以下「面会者」という。）があった場合は、その旨を留置主任官に報告して指揮を受けなければならない。

２　留置担当官は、申出の内容及び面会の状況等を被留置者面会簿の所定の欄に記載し、その経過を明らかにしておかなければならない。

３　面会は、被留置者１人当たり１日１回で30分以内とする。ただし、署長が必要と認める場合は、この限りでない。

（面会者の遵守事項）

第73条　留置担当官は、面会者に対し、あらかじめ、次の各号に掲げる事項（以下「面会者の遵守事項」という。）を告知しなければならない。

⑴　留置担当官の指示に従うこと。

⑵　正当な理由がなく、外国語及び隠語等を用いないこと。

⑶　面会の際に直接金品の授受をしないこと。

⑷　留置担当官の指示に従わないとき、又は不穏な言動があったときは、面会は中止さ

れること。

2　前項の面会者の遵守事項は、面会室の見やすい箇所に掲示しておくものとする。

（面会の立会等）

第74条　面会者に面会を行わせる場合は、留置主任官が指定した留置担当官が立ち会わなければならない。

2　留置担当官は、面会者が、次の各号の一に該当する行為をした場合は、これを制止し、又は面会を一時中止させ、若しくは打ち切ることができる。

⑴　逃亡の手助け又は罪証隠滅を図ろうとするとき。

⑵　犯罪をそそのかすとき。

⑶　面会者の遵守事項に反したとき。

⑷　その他留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

（差入れ及び自弁購入）

第75条　被留置者に対する金品の差入れ又は被留置者から自弁購入の申出があった場合は、被留置者金品出納簿を提出させて行わなければならない。

2　前項の申出があった場合において、留置施設の管理運営上支障のある物品については、差入れ又は自弁購入を認めないものとする。

3　第１項の差入れを受理した場合において、差入者が差入物品に係る受領書を求めたときは、受領書を交付することができる。

4　留置主任官は、被留置者に対する糧食の差入れ及び被留置者から自弁購入の申出があった場合は、指定業者を通じて行わせるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、署長が適当と認める他の業者を指定して行わせることができる。

5　差入れ又は自弁購入の糧食の１食当たりの分量は、１回の食事で食べ終わる分量とする。

（不適当な差入物品の措置）

第76条　留置主任官は、留置施設の管理運営上不適当な差入物品を発見した場合は、当該差入者にその理由を説明し、これを返還するものとする。ただし、返還することができない場合は、被留置者の同意を得て、次により保管又は廃棄するものとする。

⑴　保管又は廃棄は、被留置者金品出納簿の提出を受けて行うこと。

⑵　廃棄する場合は、留置主任官が指定した留置担当官２人以上で行い、その経過を明らかにしておくこと。

（金品を返還する場合の措置）

第77条　被留置者から金品を家族等に返還したい旨の申出があった場合は、当該被留置者及び返還を受ける者から被留置者金品出納簿の提出を受けて、これを行うとともに被留置者名簿にその旨を記載するものとする。

第７章　図書等の閲覧及び信書の取扱い

（図書等の閲覧）

第78条　留置主任官は、被留置者から図書等の閲覧の申出を受けた場合は、当該被留置者が所持していたもの、自弁購入に係るもの及び当該被留置者に対する差入れに係るものに限り、閲覧させることができる。ただし、当該図書等が次の各号の一に該当すると認められる相当程度の蓋然性がある場合は、これを許可してはならない。

⑴　罪証隠滅等に資するおそれのあるもの
⑵　身柄の確保を阻害するおそれのあるもの
⑶　規律及び秩序を害するおそれのあるもの

2　留置主任官は、被留置者から閲覧の申出を受けた図書等が前項各号の一に該当する場合であっても、あらかじめ図書等の削除（抹消）に関する同意書により、当該被留置者の同意を得た上で当該箇所を削除又は抹消したときは、閲覧させることができる。

3　留置主任官は、第１項各号の一に該当するため、閲覧を許可しなかった場合又は前項の規定により削除又は抹消した上で閲覧を許可した場合においては、当該図書等の名称当該措置をとった理由等を被留置者名簿に記載しておかなければならない。

4　留置主任官は、第１項各号の一に該当するため、閲覧を許可しなかった場合は、閲覧を許可しなかった旨及びその理由を速やかに当該被留置者に告知しなければならない。

（閲覧の方法）

第79条　図書等の閲覧は、原則として居室内において行わせることとし、その閲覧の時間は、留置施設の管理運営上支障がない限り制限しないものとする。

2　被留置者に図書等を閲覧させる場合は、音読及び他の被留置者に回覧させてはならない。

（図書等の数及び種類）

第80条　被留置者に居室において、同時に所持させることができる図書等は、原則として通常新聞紙１紙、その他の図書等３冊とする。ただし、辞書、事典及び裁判所等による権利救済を受けるため必要であるとして、被留置者から所持の申出があった図書等について、留置主任官が必要と認め、かつ、留置施設の管理運営上支障がないと認められるときは、その所持冊数を増やすことができる。

（信書の発受等）

第81条　留置担当官は、被留置者が発受しようとしている信書について、発受年月日、相手方の住所、氏名その他必要な事項を被留置者信書発受簿に記載しなければならない。

2　信書は、原則として居室内で作成させることとし、設備上の理由等からこれによりがたいときは、面会室その他留置施設内の適当な場所で作成させるものとする。

（自弁の書籍等の抹消又は削除）

第81条の２　署長は、自弁の書籍等の閲覧禁止部分（当該部分の閲覧により、法第207条第１項各号のいずれかに該当することとなる部分をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該書籍等の閲覧を禁止するものとする。

2　署長は、前項の規定にかかわらず、閲覧禁止部分を削除又は抹消することにより、法第207条第１項各号のいずれにも該当しなくなると認める場合には、削除又は抹消の措置を講じた上で、当該自弁の書籍等の閲覧を認めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

⑴　削除又は抹消の措置を講じることに、被留置者の同意がない場合
⑵　閲覧禁止部分が著しく多く、削除又は抹消の方法によっては事務量が増加し、他の被留置者に係る自弁の書籍等の検査事務に遅延が生じるおそれがある場合その他削除又は抹消の措置を講じることにより留置施設の管理運営上支障が生じるおそれがある場合

3　前項第１号の同意は、削除又は抹消の措置を講じる前に、書面により得るものとする。

4　署長は、第２項の規定により自弁の書籍等の閲覧を認める場合には、閲覧禁止部分を抹消する方法により閲覧を認めるものとする。ただし、閲覧禁止部分が多く抹消の方法によっては、事務処理が増加し、他の被留置者に係る自弁の書籍等の検査事務に遅延が生じるおそれがあるとき、又は当該自弁の書籍等の紙質等から抹消の方法が相当でないときは、削除の方法によることとして差し支えない。

（信書の内容による差止め等）

第81条の３　法第224条第１項の規定により署長が被留置者の発受する信書についてその発受を差し止め、又はその一部を削除若しくは抹消する場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を行うものとする。

⑴　信書の一部が法第224条第１項各号のいずれかに該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該箇所の削除又は抹消

⑵　信書の全部が法第224条第１項各号のいずれかに該当する場合において、これに該当する記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難い場合　当該信書の発受の差止め

2　前項第１号による削除又は抹消を行う場合は、原則として抹消の方法によるものとする。

3　第１項各号の措置を行った場合は、速やかに当該各号の措置を講じるものとする。

⑴　削除　当該箇所を削除した上で、当該信書（削除した部分を除く。）を被留置者に引き渡し、又は発信するとともに、当該被留置者にその旨口頭により告知する。

⑵　抹消　抹消する部分の複製を作成した上で、当該箇所を抹消し、当該信書を被留置者に引き渡し、又は発信するとともに、当該被留置者にその旨を口頭により告知する。

⑶　差止め　当該被留置者にその旨を口頭により告知する。

4　前項各号の措置を講じた場合は、その旨を被留置者信書発受簿に記載することとする。

（時事の報道に接する機会の付与）

第82条　署長は、被留置者に対し、留置施設に備付けてあるラジオの聴取、新聞の閲覧その他の方法により、拘禁目的達成上支障がない限度で、時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。

第８章　不服申立て

第１節　審査の申請及び再審査の申請

（審査の申請の手続）

第83条　署長は、法第229条第１項の規定により被留置者が本部長に対する審査の申請を希望する場合には、その被留置者に対し、速やかに別記様式第６号の申請書を交付するものとする。

第83条の２　前項の規定により交付した申請書を自書することができない者から代筆の申出があった場合には、署長が指定する留置担当官に代書させるものとする。

2　署長は、被留置者が２人以上共同して、又は他の者に代わって申請書を作成すること

を申し出た場合には、これを認めないものとする。

3　署長は、審査の申請を希望する被留置者が申請書の発送を申し出た場合には、留置担当官に立ち会わせた上、その被留置者に封筒に申請書を入れさせ、封かんを行わせた後に、留置担当官に提出させるものとする。

4　被留置者が作成中の申請書を保管場所に保管する場合には、留置担当官に立ち会わせた上、その被留置者に封筒に申請書を入れさせ、封かんを行わせるものとする。

5　前各項に定めるもののほか、申請書の作成に関し必要な事項は、署長が定める。

（申請期間）

第83条の３　法第229条第３項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第３項の規定により審査の申請の期間の計算をするに当たっては、同項の送付に要した日数には、留置施設において申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

（申請の受理）

第83条の４　本部長は、審査の申請を受理したときは、総務部留置管理課長に別記様式第７号の審査申請受理簿に必要事項を記載させ、申請に係る事項について必要な調査を行わせるものとする。

（補正）

第83条の５　法第229条第３項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正は、申請書を提出した者（以下「申請人」という。）に別記様式第８号の補正命令書を送付することにより行うものとする。

（執行停止）

第83条の６　法第229条第３項において準用する行政不服審査法第25条第２項の規定による執行停止は、別記様式第９号の執行停止通知書により行うものとする。

2　前項の執行停止通知書については、ファクシミリ装置その他遠隔地者との通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信して差し支えないものとする。

（裁決書の謄本の送付）

第83条の７　本部長は、申請人が留置施設に留置されている場合には、別記様式第10号の裁決書の謄本を当該留置施設の署長に送付するものとする。

2　法第229条第３項において準用する行政不服審査法第51条第２項の規定により送付された裁決書の謄本を受理した署長は、速やかに当該裁決書の謄本を申請人に交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に裁決書の謄本を送付できないときは、それを本部長に返送する。

（申請の取下げ）

第83条の８　署長は、申請人が審査の申請の取下げを希望する場合には、当該申請人に対し、別記様式第11号の申請取下書を交付するものとする。

2　本部長は、前項の申請取下書を受理したときは、審査の申請を終結させるものとする。

3　第83条の２第１項及び第５項の規定は、審査の申請の取下げについて準用する。この場合において、同条第１項及び第５項中「申請書」とあるのは「申請取下書」と読み替

えるものとする。

（再審査の申請の手続等）

第83条の９　第83条から前条までの規定は、法第230条第１項の規定による再審査の申請について準用する。この場合において、第83条中「法第229条第１項」とあるのは「法第230条第１項」と、同条、第83条の７及び第83条の８第２項中「本部長」とあるのは「公安委員会」と、第83条から第83条の４までの規定及び第83条の８中「審査」とあるのは「再審査」と、第83条中「別記様式第６号の申請書」とあるのは「別記様式第12号の再審査申請書」と、第83条の３、第83条の５、第83条の６第１項及び第83条の７第２項中「法第229条第３項」とあるのは「法第230条第３項」と、第83条の４中「本部長」とあるのは「公安委員会」と、「総務部留置管理課長」とあるのは「宮城県警察公安委員会補佐室長（以下「公安委員会補佐室長」という。）」と、「別記様式第７号の審査申請受理簿」とあるのは「別記様式第13号の再審査申請受理書」と、第83条の５中「別記様式第８号」とあるのは「別記様式第14号」と、第83条の６第１項中「別記様式第９号」とあるのは「別記様式第15号」と、第83条の７第１項中「別記様式第10号」とあるのは「別記様式第16号」と、第83条の８中「別記様式第11号の申請取下書」とあるのは「別記様式第17号の再審査申請取下書」と読み替えるものとする。

（調査等）

第83条の10　公安委員会は、再審査の申請を処理するために必要があると認めるときは、別記様式第18号の再審査調査依頼書により、本部長に事実関係の調査を求めるものとする。

２　本部長は、前項の規定による調査を求められた場合は、速やかに調査を行い、その結果を別記様式第19号の調査結果報告書により、公安委員会に報告するものとする。

第２節　事実の申告

（本部長に対する事実の申告の手続）

第83条の11　署長は、被留置者が法第231条第１項の規定による事実の申告（以下「申告」という。）を希望する場合には、その被留置者に対し、速やかに別記様式第20号の申告書を交付するものとする。

２　第83条の２の規定は、申告を行う書面の作成について準用する。この場合において、同条中「申請書」とあるのは「申告書」と読み替えるものとする。

（申請期間）

第83条の12　法第231条第３項において準用する行政不服審査法第18条第３項の規定により審査の申請の期間の計算をするに当たっては、同項の送付に要した日数には、留置施設において申告書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

（申告の受理）

第83条の13　本部長は、事実の申告を受理したときは、総務部留置管理課長に別記様式第21号の事実の申告受理簿に必要事項を記載させ、申告に係る事項について必要な調査を行わせるものとする。

（補正）

第83条の14　法第231条第３項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正は、申告書を提出した者（以下「申告人」という。）に別記様式第22号の補正命令書を

送付することにより行うものとする。

（確認の結果の通知）

第83条の15　本部長は、法第231条第３項において準用する法第164条第１項に規定する事実の有無について確認したときは、別記様式第23号の通知書により、署長に通知するものとする。

２　前項の規定により送付された通知書を受理した署長は、速やかに当該通知書を申告人に交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に通知書を交付できないときは、本部長に返送する。

（申告の取下げ）

第83条の16　署長は、申告人が申告の取下げを希望する場合には、その者に対し別記様式第24号の申告取下書を交付するものとする。

２　第83条の２第１項及び第５項並びに第83条の８第２項の規定は、申告の取下げについて準用する。この場合において、第83条の２第１項及び第５項中「申請書」とあるのは「申告書」と、第83条の８第２項中「申請取下書」とあるのは「申告取下書」と、「審査の申請」とあるのは「事実の申告」と読み替えるものとする。

（公安委員会に対する事実の申告の手続等）

第83条の17　第83条の11から前条までの規定は、法第232条第１項の規定による公安委員会に対する事実の申告について準用する。この場合において、第83条の11第１項中「法第231条第１項」とあるのは「法第232条第１項」と、「別記様式第20号」とあるのは「別記様式第25号」と、第83条の12、第83条の14及び第83条の15第１項中「法第231条第３項」とあるのは「法第232条第３項」と、第83条の13第１項中「本部長」とあるのは「公安委員会」と、「総務部留置管理課長」とあるのは「公安委員会補佐室長」と、「別記様式第21号」とあるのは「別記様式第26号」と、第83条の14中「別記様式第22号」とあるのは「別記様式式第27号」と、第83条の15中「本部長」とあるのは「公安委員会」と、同条第１項中「別記様式第23号」とあるのは「別記様式第28号」と、第83条の16第１項中「別記様式第24号」とあるのは「別記様式第29号」と読み替えるものとする。

（調査等）

第83条の18　公安委員会は、事実の申告を処理するために必要があるときは、別記様式第30号の申告調査依頼書により、本部長に事実関係の調査を求めるものとする。

２　本部長は、前項の調査を求められた場合は、速やかに必要な調査を行い、その結果を別記様式第31号の調査結果報告書により公安委員会に報告するものとする。

第３節　苦情の申出

（本部長に対する苦情の申出の手続）

第83条の19　署長は、被留置者が法第233条第１項の規定による本部長に対する苦情の申出を希望する場合には、その被留置者に対し、速やかに別記様式第32号の申出書を交付するものとする。

２　第83条の２の規定は、申出を行う書面の作成について準用する。この場合において、同条中「申請書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。

（申出の受理）

第83条の20　本部長は、苦情の申出を受理したときは、総務部留置管理課長に別記様式第

33号の苦情の申出受理簿に必要事項を記載させ、申請に係る事項について必要な調査を行わせるものとする。

（処理の終結）

第83条の21　本部長に対する苦情の申出が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める苦情の申出について処理を終結させる。

⑴　２人以上の被留置者が共同して作成された苦情の申出であることが判明したとき　当該苦情の申出

⑵　所定の手続によることなく代書された苦情の申出であることが判明したとき　当該苦情の申出

⑶　苦情の申立をした被留置者（以下「申出人」という。）が苦情の申出を取り下げたとき　当該苦情の申出

⑷　申出人が釈放され、又は死亡したとき　当該申出人に係る処理がなされていないすべての苦情の申出

２　本部長に対する苦情の申出の趣旨が、次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、その苦情について、処理を終結させる。

⑴　既に本部長又は監査官に対する苦情の申出に対する決定がなされた事項についての苦情であるとき。

⑵　留置施設から釈放されたことのある申出人について、その釈放前における留置施設の措置その他処理についての苦情であるとき。

⑶　申出人に対する署長の措置その他申出人が受けた処理以外についての苦情であるとき。

⑷　自己の感想、希望又は意見を述べたものであり、苦情に当たらないとき。

⑸　その趣旨が不明であるとき。

（処理の結果の通知）

第83条の22　法第233条第２項において準用する法第166条第３項に規定する通知（次項において単に「通知」という。）の内容は、次のとおりとする。

⑴　申し出された苦情に係る事実関係の有無

⑵　事実関係が確認できた場合は、苦情の対象となる措置その他処遇の問題点の有無

⑶　前号の問題点に対し講じた措置

⑷　前条の規定により処理を終結した場合は、その旨

⑸　その他参考事項

２　通知は、申出人を留置する署長又はその指名する留置担当官が申出人に口頭で告知することによって行うものとする。ただし、釈放その他の事由により申出人に通知できないときは、その旨を記録すれば足りる。

（苦情の申出の取下げ）

第83条の23　署長は、申出人が苦情の申出の取下げを希望する場合には、速やかに別記様式第34号の申出取下書を交付するものとする。

２　第83条の２第１項及び第５項並びに第83条の８第２項の規定は、苦情の申出の取下げについて準用する。この場合において、第83条の２第１項及び第５項中「申請書」とあるのは「申出書」と、第83条の８第２項中「申請取下書」とあるのは「申出取下書」と

、「審査の申請」とあるのは「苦情の申出」と読み替えるものとする。

（監査官に対する苦情の申出の手続）

第83条の24　第83条の19から第83条の23までの規定は、監査官に対する苦情の申出について準用する。この場合において、第83条の19第１項中「法第233条第１項」とあるのは「法第234条第１項」と、同項及び第83条の21第１項及び第２項各号列記以外の部分中「本部長」とあるのは「監査官」と、第83条の19第１項中「別記様式第32号」とあるのは「別記様式第35号」と、第83条の22中「法第233条第２項」とあるのは「法第234条第２項」と、第83条の23第１項中「別記様式第34号」とあるのは「別記様式第36号」と読み替えるものとする。

（事前告知）

第83条の25　署長は、実地監査規則第６条の規定により実地監査が行われるに当たっては、事前に被留置者に対し監査官に対する苦情の申出を行うことができる旨を告知するものとする。

（口頭による苦情の申出）

第83条の26　監査官は、被留置者が口頭で監査官に対する苦情の申出を希望する場合において、当該被留置者から苦情の申出の内容を聴取するときは、合理的に必要な範囲で被留置者１人当たりの聴取時間等を定めることができる。

２　日本語が話せない等の理由により監査官に対する苦情の申出ができない又は困難な被留置者から、口頭による監査官に対する苦情の申出を行うに当たり警察職員による通訳を願い出た場合は、当該願出を認めることができるものとする。

３　前項の規定により通訳を行った警察職員は、苦情の申出の内容を当該留置施設の他の警察職員に漏らしてはならない。

（処理の終結）

第83条の27　監査官は、実地監査を命じられた留置施設以外の留置施設における署長の措置その他処遇について苦情の申出を受けたときは、処理を終結させるものとする。

（署長に対する苦情の申出の手続等）

第83条の28　第83条の19から第83条の23までの規定は、署長に対する苦情の申出について準用する。この場合において、第83条の19第１項中「法第233条第１項」とあるのは「法第235条第１項」と、同項並びに第83条の21第１項及び第２項各号列記以外の部分中「本部長」とあるのは「署長」と、第83条の19第１項中「別記様式第32号の」及び第83条の23第１項中「別記様式第34号の」とあるのは「署長が別に定める」と読み替えるものとする。

（処理の終結）

第83条の29　署長は、当該留置施設以外の留置施設における留置業務管理者の措置その他処遇について苦情の申立を受けたときは、処理を終結させる。

第９章　特則

（護送中の被留置者の取扱いについての準用）

第84条　護送中の被留置者の処遇については、宮城県警察の護送に関する訓令（平成17年宮城県警察本部訓令第15号）によるほか、この訓令を準用する。

（補則）

第85条　署長は、この訓令の実施について必要な細目を定めなければならない。
2　署長は、前項の細目を定め、又は改廃する場合は、事前に留置管理課長を経て本部長の承認を受けなければならない。

附　則

この訓令は、平成３年９月１日から施行する。

附　則（平成４年８月14日本部訓令第26号）

この訓令は、平成４年８月14日から施行し、平成４年８月１日から適用する。

附　則（平成７年３月20日本部訓令第３号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年６月16日本部訓令第９号抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成７年７月２日から施行する。

附　則（平成８年３月22日本部訓令第５号）

この訓令は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月27日本部訓令第７号）

この訓令は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年12月20日本部訓令第16号）

この訓令は、平成９年１月１日から施行する。

附　則（平成10年10月19日本部訓令第12号）

この訓令は、平成10年10月19日から施行し、平成10年10月１日から適用する。

附　則（平成11年５月21日本部訓令第７号）

この訓令は、平成11年５月21日から施行する。

附　則（平成14年３月25日本部訓令第４号）

この訓令は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月10日本部訓令第４号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年４月15日本部訓令第15号抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成17年４月20日から施行する。

附　則（平成18年５月23日本部訓令第11号抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成18年５月24日から施行する。

附　則（平成19年６月１日本部訓令第13号抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成19年６月１日から施行する。

（被留置受刑者の処遇の特例に関する訓令の廃止）

第２条　被留置受刑者の処遇の特例に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第10号）は、廃止する。

（少年警察活動規程の一部改正）

第３条　少年警察活動規程（平成14年宮城県警察本部訓令第29号）の一部を次のように改

正する。

〔次のよう略〕

（宮城県警察の保護の取扱いに関する訓令の一部改正）

第４条　宮城県警察の保護の取扱いに関する訓令（平成17年宮城県警察本部訓令第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（宮城県警察の護送に関する訓令の一部改正）

第５条　宮城県警察の護送に関する訓令（平成17年宮城県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則（平成25年５月31日本部訓令第９号）

この訓令は、平成25年６月１日から施行する。

附　則（平成26年３月27日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月11日本部訓令第８号）

この訓令は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年４月１日）から施行する。

附　則（令和元年９月27日本部訓令第14号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和元年９月27日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の宮城県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令、被留置者の留置に関する訓令、宮城県公安委員会審査請求手続に関する訓令、少年警察活動規程及び宮城県警察学校規程に規定する様式による書面については、この訓令による改正後のこれらの訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（令和２年９月29日本部訓令第19号）

この訓令は、令和２年10月１日から施行する。

附　則（令和４年３月29日本部訓令第８号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

３　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和５年３月10日本部訓令第３号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年12月１日本部訓令第19号）

この訓令は、令和５年12月15日から施行する。

附　則（令和６年３月21日本部訓令第10号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月28日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の様式による書面については、当分の間、なおこれを使用することができる。

別表第１（第22条の２、第22条の６関係）

種　　別	処分期間
保管に不便なもの（腐敗のおそれ等によるもの） （品目の例：生き物、異臭物、腐敗物等）	12時間
保管に不便なもの（大きさ、高価値等によるもの） （品目の例：自動車、自転車、絵画、有価証券等）	７日間
腐敗し、又は滅失するおそれがあるもの （品目の例：食品、飲料（缶詰等保存食品を除く。）等）	３日間
危険を生ずるおそれがあるもの （品目の例：花火等火薬類、毒劇物等）	７日間

別表第２（第22条の５、第22条の６関係）

種　　別	品　目　の　例
被留置者に交付することにより、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるもの	他の被留置者（刑事施設の収容者を含む。）からの送付物 ヘアピン、ネクタイ、ナイフ及びベルト
被留置者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるもの（差入人が親族以外の者である場合に限る。）	性描写が多く含まれる雑誌類、暴力団関係の書籍等
差入人の氏名が明らかでないもの	

別表第３（第22条の５関係）

種　　別	品　目　の　例
自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品以外の物品	貴金属、腕時計、パソコン、電子手帳、シャンプー等（検査が困難な容器入りのものに限る。）
別表第１に掲げる物品	

別記様式第１号（第22条の６関係）

差　入　人　不　明　差　入　物　公　告

差入人の所在が不明な差入物がありましたから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第193条第２項の規定により次のとおり公告します。

心当たりの人は速やかに当署に届け出て下さい。

年　　月　　日

警察署長　印

記

１　差入れ（持参又は送付）の日時

２　差入人不明差入物の種類及び数量又は金額

上記公告の日から６か月を経過しても差入物の引取りをしないときは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第193条第３項の規定により当該現金又は物品は、宮城県に帰属します。

備考

１　２の欄は、できるだけ詳しく記載すること。

２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを併せて掲示すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第２号（第22条の６関係）

年　　月　　日

（地方公所長）

警察署長　　殿

（留置業務管理者）

警察署長　印

県帰属差入人不明差入等による金品引渡書

次の物件は、
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（第193条第３項／第198条の規定により準用する第55条第３項）
の規定により、所有権が県に帰属したので引き渡します。

現　金	円
物　品	点

内訳

別添「差入人不明差入等による現金県帰属調書」及び「差入人不明差入等による物品県帰属調書」のとおり

上記のとおり受領しました。

年　　月　　日

（地方公所長）

警察署長　印

※　２部作成して契印を押し、原本と複本を会計課又は警務会計課に引継ぎする。
会計課又は警務会計課において複本に受領印を押印の上、会計文書として５年間保管する。

別記様式第３号　（第22条の６関係）

差入人不明差入等による現金県帰属調書

No.

受理年月日	整理番号	保管の種類	金　額	県に帰属した年月日	備　　考
合　計			円		

別記様式第４号（第22条の６関係）

差入人不明差入等による物品県帰属調書

No.

受理年月日	整理番号	保管の種類	数量	県に帰属した年月日	備考	公所整理欄		
						売却	廃棄	活用
合計								

別記様式第５号（第22条の８関係）

遺　族　等　所　在　不　明　遺　留　物　公　告

遺族等の所在が不明な死亡した被留置者の遺留物がありましたから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第58号）第198条の規定により準用する第55条第２項の規定により次のとおり公告します。

心当たりの人は速やかに当署に届け出て下さい。

年　　月　　日

警察署長　印

記

１　死亡者の氏名、性別及び死亡日

２　遺族等所在不明遺留物の種類及び数量又は金額

上記公告の日から６か月を経過しても差入物の引取りをしないときは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第198条の規定により準用する第55条第３項の規定により当該現金又は物品は、宮城県に帰属します。

備考

１　２の欄は、できるだけ詳しく記載すること。

２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを併せて掲示すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第５号の２（第40条関係）

承認申請簿（第１号）

本部長	総務部長	課　長				
						整理番号

承認種別		本部長
留置日時		年　月　日　午前・後　時　分
留置する留置施設		警察署留置施設
看守の体制		単独勤務
女性被留置者の収容状態		単独留置・複数留置
逮捕関係	逮捕日時	年　月　日　午前・後　時　分
	逮捕罪名	
	逮捕種別	通常逮捕・緊急逮捕・現行犯逮捕
被留置者	住　居	
	氏　名	
	職　業	
	生年月日	年　月　日生（　歳）
	犯　歴	件（　）
	参考事項	
女性専用施設等に留置できない特別な事情		

不適切事案防止のための措置（本部指示）

□　留置主任官（当直主任）は、[redacted]

□　留置主任官（当直主任）が他の者に鍵の携帯を依頼する場合は、引継内容を記録すること。

□　夜間は、居室の差入口を施錠し、当直主任が確認すること。

□ [redacted]

□ [redacted]

□ [redacted]

□

備考	

別記様式第５号の３（第40条関係）

承認申請簿（第２号）

総務部長	課　長						
						整理番号	

承認種別		総務部長
留置日時		年　月　日　午前・後　時　分
留置する留置施設		警察署留置施設
看守の体制		複数勤務
女性被留置者の収容状態		単独留置
逮捕関係	逮捕日時	年　月　日　午前・後　時　分
	逮捕罪名	
	逮捕種別	通常逮捕・緊急逮捕・現行犯逮捕
被留置者	住　居	
	氏　名	
	職　業	
	生年月日	年　月　日生（　歳）
	犯　歴	件（　）
	参考事項	
女性専用施設等に留置できない特別な事情		

不適切事案防止のための措置（本部指示）
□　男性留置担当官が単独で勤務しないこと。常時（休憩時間帯等も含む。）複数勤務とすること。
□　男性留置担当官が単独で処遇しないこと。
□　留置主任官（当直主任）は、[redacted]
□　留置主任官（当直主任）が他の者に鍵の携帯を依頼する場合は、引継内容を記録すること。
□　夜間は、居室の差入口を施錠し、当直主任が確認すること。
□　[redacted]
□　[redacted]
□

備考	

別記様式第６号（第83条関係）

申　請　書

年　　月　　日

宮城県警察本部長　　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第１項の規定により次の処分について審査の申請をいたします。

審査の申請に係る処分	
審査の申請に係る処分を知った年月日	
審査の申請の趣旨及び理由	
処分庁の教示の有無及びその内容	
備　　考	

別記様式第７号（第83条の４関係）

審査申請受理簿

本部長	総務部長	課　長					
						整理番号	

受　理　年　月　日	年　月　日
申　請　人　の 住所、氏名、年齢等	
申請に係る処分 及び処分年月日	
申　請　の　要　旨	
処　分　庁	

裁　決　日	年　月　日
裁　決　内　容	
備　考	

注　備考欄には、補正、その他の手続を年月日順に記載する。

別記様式第８号（第83条の５関係）

補正命令書

年　　月　　日

住　所

氏　名　　殿

宮城県警察本部長　印

あなたの審査の申請書は、次の事項について不適法ですから　　年　　月

日までに補正して下さい。

記

1　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第９号（第83条の６関係）

執行停止通知書

年　　月　　日

住所

氏名　　殿

宮城県警察本部長　印

宮城県警察本部長に対する審査の申請に係る処分について、次のとおり執行停止をしたので通知します。

審査の申請の件名	
審査の申請人の氏名	
審査の申請に係る処分	
執行停止の内容	
執行停止の期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで

別記様式第10号（第83条の７関係）

裁　決　書

宮本留第　　号

審査の申請人

住　所

氏　名

年　　月　　日 付けで審査の申請について、次のとおり裁決します。

主文

理由

年　　月　　日

宮城県警察本部長　印

教　　示

この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、書面で、宮城県公安委員会に対し、再審査の申請をすることができます。

別記様式第11号（第83条の８関係）

申請取下書

年　　月　　日

宮城県警察本部長　　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第１項の規定により審査申請書を提出しておりましたが、次の理由により取下げいたします。

理　由	
備　考	

別記様式第12号（第83条の９関係）

再審査申請書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　　殿

住所
氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第１項に基づき、次の処分について再審査の申請をいたします。

再審査の申請に係る処分	
再審査の申請に係る処分を知った年月日	
再審査の申請の趣旨及び理由	
処分庁の教示の有無及びその内容	
備考	

別記様式第13号（第83条の９関係）

年　　月　　日

宮城県公安委員会　　殿

宮城県警察公安委員会補佐室長

再審査申請受理書

件　　名	
受理月日	年　　月　　日
申請人	住所 職業 氏名 歳 性別　　男・女
収容留置施設	
申請の要旨	
措　　置	

別記様式第14号（第83条の９関係）

補正命令書

宮公委第　　号
年　月　日

住　所

氏　名　　殿

宮城県公安委員会　印

あなたの再審査申請書は、次の事項について不適法ですから

年　月　日までに補正して下さい。

記

1　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第15号（第83条の９関係）

執行停止通知書

宮公委第　　号
年　月　日

住所

氏名　　殿

宮城県公安委員会　印

宮城県公安委員会に対する再審査の申請に係る処分について、次のとおり執行停止をしたので通知します。

再審査の申請の件名	
再審査の申請人の氏名	
再審査の申請に係る処分	
執行停止の内容	
執行停止の期間	年　月　日から 年　月　日まで

別記様式第16号（第83条の９関係）

裁　決　書

宮公委第　　号

再審査申請人

住　　所

氏　　名

年　　月　　日 付けで再審査の申請について、次のとおり裁決します。

主文

理由

年　　月　　日

宮城県公安委員会　印

別記様式第17号（第83条の９関係）

再審査申請取下書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第１項の規定により再審査申請書を提出しておりましたが、次の理由により取下げいたします。

理　由	
備　考	

別記様式第18号（第83条の10関係）

宮公委第　　号
年　月　日

宮城県警察本部長　殿

宮城県公安委員会 印

再審査調査依頼書

件名	
受理月日	年　月　日
申請人	住所 職業 氏名 歳 性別　男・女
申請の要旨	
公安委員会指示年月日	年　月　日
指示内容	

別記様式第19号（第83条の10関係）

宮本留第　　号
年　月　日

宮城県公安委員会　殿

宮城県警察本部長　印

調査結果報告書

件名	
受理月日	年　月　日
申請人	住所 職業 氏名 （　歳） 性別　男・女
調査結果	

別記様式第20号（第83条の11関係）

申　告　書

年　　月　　日

宮城県警察本部長　　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第231条第１項の規定により次の事実の申告をいたします。

留置施設の名称	
申告に係る事実（その事実があった年月日を含む。）	
処分庁の教示の有無及びその内容	
備　　考	

別記様式第21号（第83条の13関係）

事実の申告受理簿

本部長	総務部長	課　長				
						整理番号	

受　理　年　月　日	年　月　日
申　告　人　の 住所、氏名、年齢等	
申告に係る処分 及び処分年月日	
申　告　の　要　旨	
処　分　庁	

通　知　の　年　月　日	年　月　日
通　知　の　内　容	
備　考	

注　備考欄には、補正、その他の手続を年月日順に記載する。

別記様式第22号（第83条の14関係）

補正命令書

年　　月　　日

住　所

氏　名　　殿

宮城県警察本部長　印

あなたの申告書は、次の事項について不適法ですから　　年　　月　　日までに補正して下さい。

記

1　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第23号（第83条の15関係）

通　　知　　書

宮本留第　　号

事実の申告人

住　　所

氏　　名

年　　月　　日 付けの事実の申告について、次のとおり通知します。

主文

理由

年　　月　　日

宮城県警察本部長　印

教　　示

この通知に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、書面で、宮城県公安委員会に対し、事実の申告をすることができます。

別記様式第24号（第83条の16関係）

申告取下書

年　　月　　日

宮城県警察本部長　　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第231条第１項の規定により申告書を提出しておりますが、次の理由により取下げいたします。

理　由	
備　考	

別記様式第25号（第83条の17関係）

申　告　書

年　　月　　日

宮 城 県 公 安 委 員 会　　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第１項の規定により次の事実の申告をいたします。

留 置 施 設 の 名 称	
申告に係る事実（その事実があった年月日を含む。）	
処分庁の教示の有無及びその内容	
備　　考	

別記様式第26号（第83条の18関係）

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

宮城県警察公安委員会補佐室長

事実の申告受理書

件　　名	
受理月日	年　　月　　日
申告人	住所 職業 氏名 （　　歳） 性別　　男・女
収容留置施設	
申告の要旨	
措　　置	

別記様式第27号（第83条の17関係）

補正命令書

年　　月　　日

住　所

氏　名　　殿

宮城県公安委員会　印

あなたの申告書は、次の事項について不適法ですから　　年　　月　　日

までに補正して下さい。

記

1　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第28号（第83条の17関係）

通　　知　　書

宮公委第　　号

事実の申告人

住　　所

氏　　名

年　　月　　日 付けの事実の申告について、次のとおり通知します。

主文

理由

年　　月　　日

宮城県公安委員会　印

別記様式第29号（第83条の17関係）

申告取下書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第１項の規定により申告書を提出しておりますが、次の理由により取下げいたします。

理　由	
備　考	

別記様式第30号（第83条の18関係）

宮公委第　　号
年　　月　　日

宮城県警察本部長　殿

宮城県公安委員会　印

申告調査依頼書

件　　名	
受理月日	年　　月　　日
申告人	住所 職業 氏名 （　　歳） 性別　　男・女
申告の要旨	
公安委員会の指示年月日	年　　月　　日
指示内容	

別記様式第31号（第83条の18関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

宮城県警察本部長

調査結果報告書

件　　名	
受理月日	年　　月　　日
申　告　人	住所 職業 氏名 （　　歳） 性別　　男・女
調査結果	

別記様式第32号（第83条の19関係）

申　出　書

年　　月　　日

宮 城 県 警 察 本 部 長　　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第233条第１項の規定により次の苦情を申出いたします。

申 出 の 内 容	
備　　考	

別記様式第33号（第83条の20関係）

苦情の申出受理簿

						整理番号	

受　理　年　月　日	年　　月　　日
申　出　人　の 住所、氏名、年齢等	
申　出　の　要　旨	

通　知　の　年　月　日	年　　月　　日
通　知　の　内　容	
備　　考	

別記様式第34号（第83条の23関係）

申出取下書

年　　月　　日

宮 城 県 警 察 本 部 長　　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第233条第１項の規定により申出書を提出しておりますが、次の理由により取下げいたします。

理　由	
備　考	

別記様式第35号（第83条の24関係）

申　出　書

年　　月　　日

監　査　官　殿

住所

氏名　　（　　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第234条第１項の規定により次の苦情を申出いたします。

申出の内容	
備　　考	

別記様式第36号（第83条の24関係）

申出取下書

年　　月　　日

監　　査　　官　　殿

住所

氏名　　（　歳）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第234条第１項の規定により申出書を提出しておりますが、次の理由により取下げいたします。

理　由	
備　考	